

茨城労働局発表
平成29年5月11日(木)

【照会先】
茨城労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官
小林 謙
室長補佐 加藤 賢一
(直通電話)029(277)8295

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施

～アルバイトを始める新入学生が多い4月から7月まで～

茨城労働局(局長 西井 裕樹)では、全国で実施されるキャンペーンに合わせ、県内の大学生等を対象にアルバイトを始める前に労働条件の確認を促すため、特に多くの大学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しています。

学生がアルバイトをする際に、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります(別紙1参照)。茨城労働局では、学生アルバイトの労働条件確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等に取り組んでいますが、これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。また、労働法等の知識は学生の皆さんが就職するときにも役立ちます。

このため、学生へのリーフレットの配布による周知・啓発や、大学等での法制度の説明及び予約制無料出張相談などを行うこととしています(別紙2参照)。

法制度の説明では、厚生労働省が平成27年度に実施した「大学生・高校生等に対するアルバイトに関する意識等調査」において、労働基準法で規定されている「労働条件通知書」が交付されていないといった問題やシフト勤務の設定等に関するトラブルが多く発生していることが明らかになったことから、主なトラブルと解説を盛り込んだリーフレット等により働く際のポイントを紹介することとしています(別紙3参照)。

また、茨城労働局及び各労働基準監督署に「若者相談コーナー」を設置していますので、お気軽にご相談ください(別紙4参照)。

【キャンペーンの概要】

1 実施期間

平成 29 年4月1日から7月 31 日

(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

2 主な取組内容

- (1) 茨城労働局による大学等への労働条件を始めとする労働法制度の説明及び予約制出張相談の実施
- (2) 新たな学生用のクイズ形式のリーフレットや、具体的なトラブルを盛り込んだリーフレット等の学生への配布、大学等での掲示による周知・啓発
- (3) 茨城労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナー内に「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応